

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会文書規程（平成7年9月新潟県教育長訓令第16号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(この規程に定めるもの以外の事項) 第5条 この規程に定めるもののほか、文書の処理及び作成については、 <u>新潟県行政文書管理規程(令和2年3月新潟県訓令第5号)</u> の例による。	(この規程に定めるもの以外の事項) 第5条 この規程に定めるもののほか、文書の処理及び作成については、 <u>新潟県文書規程(昭和60年新潟県訓令第2号)</u> の例による。